

税 務

法律・労務対策事例版

No. 1701

2月の税務

《もくじ》

- 1, 固定資産税（都市計画税）の第4期分の納付
納期限…2月中において市町村の条例で定める日
- 2, 1月分源泉所得税の納付
納期限…2月12日
- 3, 12月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税（法人事業所得税）・法人住民税〉
申告期限…2月28日
- 4, 3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…2月28日
- 5, 法人の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…2月28日
- 6, 6月決算法人の中間申告〈法人税・法人事業税・法人住民税〉…半期分
申告期限…2月28日
- 7, 消費税の年税額が400万円超の3月、6月、9月決算法人の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…2月28日
- 8, 消費税の年税額が4,800万円超の11月、12月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…2月28日

◎税務のニュース

泉佐野市／ふるさと納税で総務省に対抗／アマゾンギフト券100億円 …2

◇中小企業経営者のための豆知識

2019年度税制改正大綱

法人課税

4. 地方税の改正

(1) 法人事業税（所得割及び取入割）の税率の改正 …3

5. 仮想通貨の評価方法等について …5

◇中小企業経営者のための豆知識

中小企業の節税対策

1. 節税対策の考え方大きなポイント4つ

(3) 役員報酬の所得税率は、会社の法人税率を逆転する …7

2. 絶対的節税の具体的対策方法

(1) 小規模企業共済で法人・個人トータルで節税 …8

▼中小企業経営者のための法人税入門

第3章【費用の税務】

4 役員給与

(10) 分掌変更 …12

○中小企業経営者のための経営・法律相談

◎債務控除

…15

■中小企業経営者のための仕訳の実例

◎顧問料の仕訳

1. 顧問料とは

(1) 顧問料の定義・意味など …17

2019年度税制改正大綱

自民、公明両党が2018年12月14日、2019年度（平成31年度）の税制改正大綱を発表しました。重点が置かれたのは、増税の影響が大きい自動車と住宅の減税。自動車税の恒久減税や、住宅ローン控除期間の延長などが盛り込まれました。また、仮想通貨などの経済取引の多様化についても言及。企業など法人が有する仮想通貨の評価方法は「時価評価」を採用すると明示しました。

法人課税

4. 地方税の改正

(1) 法人事業税（所得割及び収入割）の税率の改正

法人事業税の標準税率を次のとおりとし、2019年10月1日以後に開始する事業年度から適用します。

① 資本金1億円超の普通法人の所得割の標準税率

年400万円以下の所得

現行	改正案
1.9%	0.4%

年400万円超年800万円以下の所得

現行	改正案
2.7%	0.7%

年800万円超の所得

現行	改正案
3.6%	1%

② 資本金2億円以下の普通法人等の所得割の標準税率

年400万円以下の所得

現行	改正案
5%	3.5%

年400万円超年800万円以下の所得

現行	改正案
7.3%	5.3%

年800万円超の所得

現行	改正案
9.6%	7%

③ 特別法人の所得割の標準税率

年400万円以下の所得

現行	改正案
5%	3.5%

年400万円超の所得

現 行 改 正 案

6.6% 4.9%

- ④ 収入金額課税法人の収入割の標準税率
電気供給業、ガス供給業及び保険業

現 行 改 正 案

1.3% 1%

(注1) 資本金1億円超の普通法人の所得割の制限税率について、標準税率の1.7倍(現行1.2倍)に引き上げる措置を講じます。

(注2) 3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人のうち資本金1,000万円以上であるものの所得割に係る税率については、軽減税率の適用はありません。

(注3) 上記の「現行」とは、2019年10月以降に適用することとされている税率に関する規定です。

(2) 特別法人事業税(仮称)の創設

- ① 特別法人事業税(仮称)の基本的な仕組み

イ 納税義務者等

特別法人事業税(仮称)は、法人事業税(所得割又は収入割)の納税義務者に対して課する国税とします。

ロ 課税標準

法人事業税額(標準税率により計算した所得割額又は収入割額)

ハ 税率

(イ) 付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって法人事業税を課税される法人の所得割額に対する税率

260%

(ロ) 所得割額によって法人事業税を課税される普通法人等の所得割額に対する税率

37%

(ハ) 所得割額によって法人事業税を課税される特別法人の所得割額に対する税率

34.5%

(ニ) 収入割額によって法人事業税を課税される法人の収入割額に対する税率

30%

ニ 申告納付

特別法人事業税(仮称)の申告納付は、都道府県に対して、法人事業税と併せて行うものとします。

ホ 賦課徴収

特別法人事業税(仮称)の賦課徴収は、都道府県において、法人事業税と併せて行うものとします。

へ 国への払込み

都道府県は、特別法人事業税（仮称）として納付された額を国の交付税及び譲与税配付金特別会計に払い込むものとします。

② 適用期日

特別法人事業税（仮称）は、2019年10月1日以後に開始する事業年度から適用します。

5. 仮想通貨の評価方法等について

法人税における仮想通貨の評価方法等について、次のとおり時価法を導入する等の措置を講じます。

- ① 法人が事業年度末に有する仮想通貨のうち、活発な市場が存在する仮想通貨については、時価評価により評価損益を計上します。
- ② 法人が仮想通貨の譲渡をした場合の譲渡損益については、その譲渡に係る契約をした日の属する事業年度に計上します。
- ③ 仮想通貨の譲渡に係る原価の額を計算する場合における一単位当たりの帳簿価額の算出方法を移動平均法又は総平均法による原価法とし、法定算出方法を移動平均法による原価法とします。
- ④ 法人が事業年度末に有する未決済の仮想通貨の信用取引等については、事業年度末に決済したものとみなして計算した損益相当額を計上します。

上記の改正は、2019年4月1日以後に終了する事業年度分の法人税について適用します。なお、同日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度については、会計上仮想通貨につき時価評価していない場合には、上記①及び④を適用しないことができる経過措置を講じます。

車体課税等の見直し

自動車所有者が毎年支払う自動車税（地方税）については、消費税率10%引き上げ後に新車新規登録する自家用車を対象に、排気量に応じて最大4,500円減税されることとなります。恒久減税による減収については、エコカー減税の見直し、グリーン化特例の重点化などにより財源を確保します。財源不足額については国費で補てんするとしています。

また、購入時に課される自動車取得税の廃止に代わって、燃費性能に応じて課される「環境性能割」が新税として導入されます。燃費課税とも呼ばれ、燃費性能のよい車ほど税負担が軽くなる仕組み。燃費性能により購入額の0～3%を支払うこととなりますが、2019年10月の消費税増税から1年間に限り税率が1%引き下げられます。

(1) 自動車取得税

- ① 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車（新車に限る）の取得に対して課する自動車取得税に係る特例措置（いわゆる「自動車取得税のエコカー減税」）について、一定の見直しを行った上、その適用期限を6月延長します。

- ② 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車（新車を除く）の取得に対して課する自動車取得税の課税標準の特例措置について、その適用期限を6月延長します。
- (2) 自動車重量税
排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車に係る自動車重量税の免税等の特例措置（いわゆる「自動車重量税のエコカー減税」）について、一定の見直しを行った上、その適用期限を2年延長します。
- (3) 自動車税
 - ① 自家用乗用車（三輪の小型自動車を除く）に係る税率について、総排気量の種別毎に一定の減税を行い、2019年10月1日以後に新車新規登録を受けたものから適用します。
 - ② 自動車税において、燃費性能等の優れた自動車の税率を軽減し、一定年数を経過した自動車の税率を重くする特例措置（いわゆる「自動車税のグリーン化特例」）を講じます。
- (4) 軽自動車税
 - ① 2019年10月1日に導入される環境性能割の環境性能に応じた非課税又は1%若しくは2%の税率（営業用自動車にあつては、非課税又は0.5%若しくは1%の税率。自家用軽自動車に係る特例措置による2%の税率を除く）の適用区分について、一定の見直しを行います。
 - ② 軽自動車税における、燃費性能等の優れた軽自動車（新車に限る）を取得した日の属する年度の翌年度分の税率を軽減する特例措置（いわゆる「軽自動車税のグリーン化特例（軽課）」）について、一定の措置を講じます。

その他

- (1) 外国人旅行者向け消費税免税制度（輸出物品販売場制度）についての見直し
 - ① 臨時販売場に係る届出制度を創設します。
 - ② 手続委託型輸出物品販売場許可申請書について、承認免税手続事業者の承認通知書の写しの添付を要しないこととします。
上記の改正は、2019年4月1日以後に提出する申請書について適用します。
- (2) 金地金等の密輸に対応するための消費税における仕入税額控除制度の見直し
 - ① 密輸品と知りながら行った課税仕入れについて、仕入税額控除制度の適用を認めないこととします。
 - ② 金又は白金の地金の課税仕入れについて、本人確認書類の写しの保存を仕入税額控除の要件に加えます。
上記①の改正は、2019年4月1日以後に国内において事業者が行う課税仕入れについて、上記②の改正は、同年10月1日以後に国内において事業者が行う課税仕入れについて、それぞれ適用します。

中小企業の節税対策

会社の経営が軌道にのり、ようやく利益が出るようになったところで経営者の最も大きな悩みのひとつとなるのが「税金」です。伸びる中小企業の経営者にとって「節税対策」というものは避けて通ることができない大きな問題となります。

節税対策とひとことに言っても「単に今年の決算だけ会社の税金が減ればそれでいい」というものではありません。

ここでは、伸びる中小企業の経営者が知っておきたい節税対策の考え方、そして節税方法についてお話しします

1. 節税対策の考え方大きなポイント4つ

(3) 役員報酬の所得税率は、会社の法人税率を逆転する

先号で、会社の節税対策として役員報酬を多く支払うのは税金を減らす効果があるといいましたが、「ある一定ラインを超えて」支払い過ぎてしまうと、今度は所得税のほうが多くなってしまい、節税対策にはなりません。

法人税等を減らすために所得税が増えてしまう、という逆転現象が起こります。

(参) 法人税等

会社の利益にかかる税金は、国に支払う法人税、地方法人税と、地方自治体に支払う法人事業税、地方法人特別税、法人住民税があります。これらを総称して「法人税等」といいます。)

参考までに、法人税等の税率を下記に載せておきます。

【資本金1億円以下の中小法人の法人税等（平成30年）】

- ・利益が年400万円以下の場合…約22%
- ・利益が年400万円超800万円以下の場合…約24%
- ・利益が年800万円超の部分…約35%

計算方法の注意点として、例えば利益が1,000万円の場合、35%の350万円の法人税等というわけではありません。

800万円までの部分は24%、800万円を超える部分は35%になります。ですので、例えば利益が1,000万円の場合ですと、 $800万円 \times 24\% + 200万円 \times 35\% = 262万円$ 、よって利益に対する法人税等の割合は26.2%となります。

(4) 法人税等と所得税等が逆転する具体例

先ほど、法人税等は利益が800万円以下なら税率は約22%でした。では、所得税等が22%になる役員報酬はいくらになるでしょう。

所得税の基礎控除額（38万円）と、住民税の基礎控除額（33万円）は少し違うので、課税所得も本当は異なるのですが、ここでは計算を単純にするために、両方同じという前提で計算してみます。

【課税所得に対する所得税等のトータルの税率】

課税総所得金額	所得税	住民税	合計	課税所得に対する割合
400万円	372,500円	400,000円	772,500円	19.31%
500万円	572,500円	500,000円	1,072,500円	21.45%
600万円	772,500円	600,000円	1,372,500円	22.87%
700万円	974,000円	700,000円	1,674,000円	23.91%
1,000万円	1,764,000円	1,000,000円	2,764,000円	27.64%

上記により、課税総所得で600万円が法人税等とほぼ同じ税率になることがわかります。

課税総所得が600万円は、収入ベースではいくらになるのでしょうか。いろいろな控除額がいくらあるかによって違うのですが、仮に100万円とすると、約910万円です。したがって、収入が役員報酬のみの場合、人によって異なりますが、法人税等と所得税等の税負担が逆転するのは、収入金額が800万円から1,000万円の間となります。

つまり、上記の場合ですと、例えば会社の利益が400万円出ることがあらかじめわかり、役員報酬を800万円から400万円上乘せして1200万円にした場合は、法人税等より所得税等のほうが上回る結果となり、節税対策にはならないということになります。

2. 絶対的節税の具体的対策方法

ここでは、具体的な節税対策方法をご紹介します。まず、絶対的節税と先のばし節税のおさらいです。

・絶対的節税

その年の法人税等を減らすことができ、かつ将来の法人税等の負担、さらに社長と家族の個人の所得税等の負担も増えない節税対策

・先のばし節税

その年の税金を減らすことはできるが、減らした税金の全部又は一部を将来は払わなければならない節税対策

節税対策として優先すべきは、もちろん絶対的節税です。具体的な節税対策を見てみましょう。

(1) 小規模企業共済で法人・個人トータルで節税

小規模企業共済は、法人と個人のトータルでの節税対策です。小規模企業共済は、独立行政法人中小企業基盤整備機構という国策法人が運営しています。内容は、中小企業の役員等が退職後の資金を準備するための、積立式の共済です。月額掛金の最高額は7万円（年84万円）です。

<支払時>

掛金が全額所得控除となります。よって役員報酬の所得税等が減ります。

<受取時>

退職時に受け取る場合、退職所得という取り扱いになり、金額によって税金をかかなくすることができます。また、かかったとしても給与等に比べてはるかに安い税金で済みます。

これだけでは、個人の税金が減るだけですが、7万円の共済掛金を支払う原資として、会社から受け取る役員報酬を同額の7万円増やします。

結果として、個人の税金を増やすことなく、会社の税金を減らすことができます。ただし、役員報酬は増額のタイミングに制限がありますので、そこは注意しましょう。

【小規模企業共済の節税額の例】

役員報酬年額600万円の社長が、月額7万円（年84万円）の共済に20年間加入し、20年後退職受け取りの場合

- ・年間の所得税等の節税額 $84万円 \times 約22\% \times 20年 = 約370万円$
- ・退職後の共済受取金額 $84万円 \times 20年 = 1,680万円$
- ・退職時にかかる所得税等 852,500円

よって、約285万円（約370万円－852,500円）の節税対策となります。

(2) 社長又は家族所有の不動産を会社に貸付で節税

社長又は家族所有の不動産を会社が使っている場合は、賃貸料を会社から個人に支払うことで節税となります。

不動産を保有していると、保有によって生じる支出があります。

【不動産を保有することにより生じる支出】

- ・固定資産税等
- ・損害保険料等
- ・購入のための借入金利息等
- ・建物の減価償却費等
- ・修繕費用等

会社から個人に賃貸料を支払うと、受け取った個人は「不動産所得」となり、経費にすることができます。

【不動産貸付による節税額の例】

社長所有の土地建物を会社に月額20万円（年240万）で貸し付けた。経費は合計で240万円（内訳は、固定資産税年額10万円、借入金利息年額150万円、建物の減価償却費年額80万円）。

- ・会社の節税額 $240万円 \times 22\% = 528,000円$
- ・社長に対する課税額 不動産収入240万円－経費合計240万円＝所得ゼロ
- ・新たな課税 なし

(3) 在庫の評価を見直すことで節税

在庫は、原則として「取得原価」で評価しますが、一定の場合は評価減が認められています。

なぜ、在庫の評価減をすることで節税になるかというと、在庫の評価減は「棚卸資産評価損」という経費として計上することができるからです。

【在庫の評価減が認められている条件】

- ・災害による損傷等
- ・季節商品で、今後通常の価額で売れないもの
- ・型式、性能、品質が著しく異なる新商品の発売により今後通常の価額で売れないもの
- ・破損、型崩れ、たなざらし、品質変化等により通常の方法で売れないもの

(4) 不要な固定資産の廃棄・売却・除却で節税

決算書にのっている固定資産で、実はすでになく、あるけれどもまったく使っていないものは、廃棄・売却・除却等の処理をすることで利益を減らすことができます。

除却とは、固定資産の使用をやめて、倉庫などに置いておくことをいいます。倉庫に置いておくだけなので、廃棄とも売却とも違います。

固定資産の廃棄は「固定資産廃棄損」、売却は「固定資産売却損」、除去は「固定資産除却損」として経費にすることができます。

(5) 機械設備や人材への投資

所定の投資をすることで、投資額に一定割合を乗じた金額を法人税等から控除されるという、税制を利用した節税対策です。政策的時限措置での法律なので、期限があります。

中小法人が使える代表的なものは以下の5つです。

① 機械等の取得

- ・対象業種 青色申告をしている中小企業
- ・対象資産
新品で、
機械装置 1台160万円以上のもの
電子計算機等 ネット接続のデジタル複合機 1台120万円以上のもの
ソフトウェア 70万円以上 など
- ・控除税額 取得価額の7%（法人税額の20%が上限）
- ・適用期限 平成31年3月31日まで（延長が予想されます）

② 経営改善設備の取得

- ・対象業種 製造業、建設業以外の業種

- ・対象資産
新品で、認定経営革新等支援機関から指導、助言を受けて取得したもので、
建物附属設備 1台60万円以上のもの
器具備品 1台30万円以上のもの
- ・控除税額
取得価額の7%（法人税額の20%が上限）
取得した機械等が後述の「生産性向上設備」の場合は10%
- ・適用期限 平成31年3月31日まで（延長が予想されます）

③ 生産性向上設備の取得

- ・対象業種 青色申告をしている中小企業
- ・対象資産
最新モデルであることを工業会等で証明を受けたもので次のもの。
機械装置 1台160万円以上のもの
工具器具備品
1台120万円以上又は30万円以上のものの合計が年間120万円以上
建物、建物附属設備、構築物
120万円以上又は60万円以上のものの合計が年間120万円以上
ソフトウェア
70万円以上又は30万円以上のものの合計が年間70万円以上
- ・控除税額
取得価額の4%、建物、構築物は2%（法人税額の20%が上限）
- ・適用期限 平成31年3月31日まで（延長が予想されます）

④ 人材投資

- ・対象業種 すべての業種
- ・適用要件
基準事業年度（平成25年4月1日以後に開始する事業年度のうち最も古い事業年度開始の日の前日を含む事業年度）より今期の人件費が増加し、従業員給与の一人当たり平均額が前期より3%以上増えた場合
- ・控除税額 給与支給増加額×10%（法人税額の20%が上限）

⑤ 試験研究投資

- ・対象業種 青色申告をしている中小企業者
- ・適用要件 試験研究の支出をすること
- ・控除税額 支出した試験研究費の額×12%（法人税額の25%が上限）
- ・適用期限 なし

※ 試験研究費については他に「試験研究費が増加した場合の税額控除」があります。

法人税入門

第3章

【費用の税務】

4 役員給与

(10) 分掌変更

ふつう、役員に対する退職金は、
退職
という事実に基づいて支払われるものです。

しかし、退職という事実がなくても、
分掌変更など
によって、実質的に退職したのと同じような事情にある、と認められるケース
がよくあります。

実質的に退職したと同様の事情があるかどうかは、
退職後の事実認定
で決まってきます。

取締役退職の事実とは、もちろん取引先や金融機関にたいしては、そのことを周知されていなければならない、また、採用、人事異動、給与査定などの人事上の決定や、新規取引先の開拓、新規契約の締結、設備投資、技術開発など、経営上の重要な意思決定に、退職後、関わってはいけないということになります。

そうはいつても、中小企業や同族会社では、職務分掌変更後、実質的に経営に関与しているか否かの事実認定は難しいです。例えば、子供が事業承継者として社長に就任したあと、退職した前社長が平取か監査役として残り、後任の社長の指導に数年間あたるということはある話です。

こういった場合、当然に何らかの形で、経営に関与することになりますが、これもダメということになるのでしょうか。また、退職しても前社長は大株主であるのが普通ですから、みなし役員となります。みなし役員は、はなから経営に関与できるものとみなされるので、退職したことにはならないという。

ということは、大株主は永遠に役員を退職できないということでしょうか。それとも、退職は認められるが、退職金は認められないということでしょうか。

そこで、税法では、

- ① 常勤役員が非常勤役員になった
ただし、常勤していなくても代表権があったり、実質的にその法人の経営上主要な地位にある場合は除かれます。
- ② 取締役が監査役になった
ただし、監査役でありながら実質的にその法人の経営上主要な地位を占めている場合や、使用人兼務役員として認められない大株主である場合は除かれます。
- ③ 分掌変更などによって報酬が半分以上減少した
ただし、分掌変更の後においても、その法人の経営上主要な地位を占めていると認められる場合は除かれます。
という事実があって、その事実があったときに支払ったものは、役員退職金として取り扱うことになっています。

なお、①において、
代表権を有する人
会社の経営にタッチしている人
に支払った場合には、たとえ非常勤になったとしても、役員退職金とはなりません。このような場合には、その支払った金額は、
役員賞与
として取り扱われます。

さらに、②において、
会社の経営にタッチしている人
一定以上の大株主である人
に支払った場合には、たとえ監査役になったとしても、役員退職金とはなりません。それは、役員賞与となります。

また、③において、
会社の経営にタッチしている人
に支払った場合にも、損金算入給与となります。

しかし、平成19年3月13日付けの最高裁の決定では、上記の条件を満たしたとしてもそれだけでは事実上の退職と認められないという決定がでたので注意が必要です。

つまり、上記の条件だとある程度恣意的に操作して基準を満たすようなことが可能となってしまう、実際は経営に従事しているにもかかわらず退職金で先に経費だけを先取りしてしまうことができってしまうということでしょう。

平成19年3月13日付けの裁判で指摘された点は、①報酬が半額になっているが半年前に報酬を上げておいてその金額から50%減少させていること、②代表取締役を降りたにも関わらず、それを知らない得意先もいたこと、③得意先の担当が以前と変わらなかった事等があげられています。

以前から、退職金を支払った後も会社に残る場合には慎重に対応することが求められていましたが、今後は上記の要件だけでなく対外的にも退職したことをよりアピールしていくことが必要になるかもしれません。

裁判の判例が出たことによるのか分かりませんが、法人税法基本通達9-2-23も変更（現在は9-2-32）され「分掌変更等の後においてもその法人の経営上主要な地位を占めていると認められる者を除く」という文面が追加されています。

なお、新しい法人税法基本通達9-2-32の注意書きで「法人が未払金等に計上した場合の当該未払金等の額は含まない」という文面も追加されました。

以前から分掌変更等をした場合の退職金の未払いは基本的に認められないという解釈が基本通達逐条解説に載っていましたが、今回は基本通達に明文化されたようです。したがって、実際に退職金を支払った年度が損金算入の時期になりますので、通常退職金の取扱いと間違えないようにしたいところです。

また、分掌変更等の退職金についても「退職所得の受給に関する申告書」を会社側で保管することについては変わりありませんので、こちらも忘れないようにしてください。

◆◇ま と め◇◆

- 1 税法上の役員は、会社法上の役員とみなし役員をいう。
- 2 常務取締役は使用人兼務役員とはなれない。
- 3 経済的な利益も役員給与になる。
- 4 定期同額給与、事前確定届出給与、非同族会社業務執行役員利益連動給与は、原則として、損金に算入される。
- 5 過大な役員報酬は損金不算入である。
- 6 過大な役員報酬の判定は、実質基準と形式基準がある。
- 7 過大な役員退職金は損金不算入である。
- 8 役員退職金は、支出ベースで損金に計上してもよい。
- 9 取締役が監査役になったときに、役員退職金を支払うことができる。

中小企業経営者のための

経営・法律相談

債務控除

事例

昨年11月に死亡した父の相続税の申告のため、現在、父の遺した財産及び債務の調査及び確認を進めているところですが、債務の中に父と父の兄が連帯債務者となっている「連帯債務」がありました。このような連帯債務は、相続税の課税価格の計算上、債務として控除（債務控除）することができるのでしょうか。

◇アドバイス◇

連帯債務者（お父さんと叔父さん）間に内部負担割合の特約があったかどうか、受益割合はどうか、叔父さんの資力等を調査、確認した上で債務控除額を確定させなければならないということになります。

◆◇解

説◇◆

連帯債務というのは、貸主とそれぞれの借主との間に独立した金銭消費貸借契約があり、これが結合したものだといえます。なので、連帯債務者というのは、それぞれが対等な関係といえます。

一方、連帯保証というのは、債務者の債務を保証するわけですから、債務者と保証人との間には主従の関係があります。

このようなことから、連帯債務の場合には、債務者の1人について契約が無効・取消しとなった場合でも、他の債務者には影響しません。

これに対して、連帯保証債務は、主債務が消滅すれば付従性によって消滅し、主債務者に生じた事由はすべて連帯保証人にも効力が生じます。

さらに、連帯債務者の一人の債務が時効や免除で消滅した場合は、他の連帯債務者の債務もその消滅した債務者の負担部分の割合に応じて、債務が減少します。

ところで、連帯債務についての債務控除については、相続税法基本通達14-5(2)《保証債務及び連帯債務》にその取扱いがあります。

この取扱いによって、①連帯債務者のうちで債務控除を受けようとする者（相続人等）の負担すべき金額が明らかとなっている場合には、その負担金額を債務控除し、②さらに、連帯債務者のうちに弁済不能者があり、かつ、求償しても弁済を受け得る見込みがなく、その弁済不能者の負担部分をも負担しなければならないと認められる場合には、その負担しなければならないと認められる部分の金額もその債務控除を受けようとする者の負担部分として債務控除することになります。

また、民法第442条第1項《弁済した債務者の求償権》の規定、解釈等によって、連帯債務者間の内部関係（内部負担割合）は、①特約があればその特約の定める割合により、②特約がなければ連帯債務を負担することによって受けた利益の割合（受益割合）によって定められるが、③特約もなく受益割合も不明である場合には平等の割合とする、とするのが判例、通説の立場です（注）、また、連帯債務者中に償還無資力者が存在する場合には、他の連帯債務者が各自の内部負担割合に応じて、その償還無資力者の償還不能内部負担割合（部分）をも負担しなければならないませんが、これらを加味したうえでの内部負担割合（部分）を超えて弁済した場合には、他の連帯債務者に対して、その超過割合相当額の求償権を持つこととなります。

（注） ここでいう「割合」は固定した数額ではありませんし、また、ある連帯債務者の内部負担割合については、特約又は受益割合によって零（又は全部）ということもあり得ます。なお、内部負担割合の特約は合意のみでよい（書面等の作成は特に必要としない）とされています。

ご質問の場合には、連帯債務者であったあなたのお父さんの相続開始時におけるその連帯債務の額のうち、その時における内部負担割合（部分）相当額を、その連帯債務を負担する（承継）する者（相続人等）の債務控除の対象とすることになるものと考えます。

したがって、連帯債務者（お父さんと叔父さん）間に内部負担割合の特約があったかどうか、受益割合はどうか、叔父さんの資力等を調査、確認した上で債務控除額を確定させなければならないということになります。

なお、相続開始時までの各連帯債務者（お父さんと叔父さん）の債務弁済が内部負担割合どおりになされていれば問題は生じませんが、もしそうでなければ、内部負担割合が固定した数額ではないことから、弁済の各段階で連帯債務者相互間に求償権・債務が生じ、各段階での贈与等の事実がない限り、相続開始時における被相続人（あなたのお父さん）の結果としての（債権、債務の相殺後の）求償債権又は求償債務が被相続人の財産又は債務ということになりますから、これらについては別途、財産又は債務に計上しなければなりません。

中小企業経営者のための

仕訳の実例

◎顧問料の仕訳

1. 顧問料とは

(1) 顧問料の定義・意味など

顧問料とは、報酬のうち、特に外部の専門家に支払う顧問料を処理する費用勘定をいう。

(2) 他の勘定科目との関係

◇支払手数料・支払報酬料

手数料・報酬を処理する一般的な勘定科目として支払手数料勘定、また、報酬一般を処理する勘定科目として支払報酬料勘定などがある。

(3) 顧問料の範囲・具体例

- ・弁護士顧問料
- ・税理士顧問料
- ・コンサルタント料など

2. 顧問料の会計・簿記・経理上の取り扱い

会計処理方法

(1) 使用する勘定科目・記帳の仕方等

顧問料を支払ったときは顧問料勘定の借方に記帳して費用計上する。

(2) 所得税の源泉徴収

一定の専門家に報酬を支払う場合は所得税の源泉徴収をする義務がある。ただし、法人の場合は、所得税ではなく法人税になるので、源泉徴収は不要である。源泉徴収した所得税（＝源泉所得税）は預り金勘定で処理をする。なお、報酬額に消費税の額を含めた金額が源泉徴収の対象となる。

◇源泉徴収すべき所得税額

源泉徴収すべき所得税額は支払金額（源泉徴収の対象となる金額）により次のようになる。

- ① 弁護士・公認会計士・税理士・社会保険労務士・弁理士・測量士・建築士・不動産鑑定士・企業診断員（中小企業診断士・経営コンサルタント）などに支払う場合

- ・ 1回の支払金額が100万円以下の場合
1回の支払金額×10.21%
 - ・ 1回の支払金額が100万円超の場合
1回の支払金額×20.42%
- ② 司法書士・土地家屋調査士・海事代理士に支払う場合
(1回の支払金額－1万円)×10.21%

◇源泉所得税の納付期限

源泉所得税は原則として支払い月の翌月10日までに税務署に納付する。ただし、例外として納期の特例という制度がある。

(参) 納期の特例

源泉徴収した所得税及び復興特別所得税は、原則として、給与などを実際に支払った月の翌月10日までに国に納めなければなりません。しかし、給与の支給人員が常時10人未満の源泉徴収義務者は、源泉徴収した所得税及び復興特別所得税を、半年分まとめて納めることができる特例があります。これを納期の特例といいます。

この特例の対象となるのは、給与や退職金から源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税と、税理士、弁護士、司法書士などの一定の報酬から源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税に限られています。

この特例を受けるためには、「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を提出することが必要です。

(3) 支払手数料の事務

◇法定調書（支払調書の作成）

一定の要件に該当する報酬などを支払った場合、「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」と呼ばれる支払調書を作成し、税務署に提出しなければならない。

(4) 取引の具体例と仕訳の仕方

1 弁護士報酬（100万円以下）

例題 当社の訴訟を担当した弁護士に対し、50万円の報酬を小切手で支払った。

支払手数料	500,000	当座預金	448,950
		預り金	51,050

★ポイント★① 源泉税：500,000円×10.21%=51,050円

② 報酬から天引きした源泉所得税等は、原則として翌月10日までに納付することが必要となります（以下同様）。

2 弁護士報酬（100万円超）・源泉所得税

例題 当社の訴訟を担当した弁護士に対し、150万円の報酬を小切手で支払った。

支払手数料	1,500,000	当座預金	1,295,800
		預り金	204,200

★ポイント★① 源泉税： $1,000,000円 \times 10.21\% + 500,000円 \times 20.42\%$
=204,200円

② 報酬が100万円を超えていますので、100万円以下の部分は、10.21%、それを超える部分は20.42%で源泉徴収されています。

3 司法書士報酬・源泉所得税

例題 当社の登記事務を担当した司法書士に対し、20万円の報酬を小切手で支払った。

支払手数料	200,000	当座預金	180,601
		預り金	19,399

★ポイント★① 源泉税： $(200,000円 - 10,000円) \times 10.21\% = 19,399円$

② 司法書士・土地家屋調査士・海事代理士に支払う報酬は、支払額から1万円を控除した金額に源泉徴収税率を乗じて源泉徴収税額を算定します。

4 税理士報酬・個人事業主

例題 個人事業主が当年度の確定申告報酬として税理士に10万円を現金で支払った。なお、当該個人事業主は使用人等は採用しておらず、「給与支払事務所等の開設届出書」は提出していません。

支払手数料	100,000	現金	100,000
-------	---------	----	---------

★ポイント★ 当該個人事業主は使用人等を採用しておらず、「給与支払事務所等の開設届出書」の提出も行っていないため源泉徴収義務者には該当しません。よって士業に報酬や顧問料などを支払った時でも源泉徴収をする義務はありません。

3. 消費税の課税・非課税・免税・不課税（対象外）の区分

◇課税取引

消費税法上、顧問料料は課税取引に該当し、仕入税額控除の対象となる。